

第5節 不動産使用証明願

1 概説

社会福祉法人が自己のために受ける登記で、法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する建物の所有権、又は土地の権利の取得登記は、登録免許税が非課税となります（登録免許税法第4条第2項（別表第3））。

（※公益事業及び収益事業の用に供する不動産は該当しないことに留意）

登記の際、登録免許税法施行規則第3条に規定された書類が必要となるので、当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市に所在する場合は当該指定都市・中核市の長）に不動産使用証明願を提出してください。

2 不動産使用証明願の事務手続

(1) 提出書類

「不動産使用証明願添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

1部（ただし、不動産使用証明願は2部提出）

(3) 不動産使用証明についての事前の相談について

登記後速やかに基本財産に編入し、定款変更の手続きをすることが理事会議事録又は評議員会議事録等により明らかになっていることが必要です。

福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

不動産使用証明願添付書類一覧（○…必要な書類、△…非該当の場合不要）

証明事項	建設	購入	贈与	賃借権等 設定	備考
1 不動産使用証明願	○	○	○	○	2部提出
2 山梨県収入証紙(400円)	○	○	○	○	山梨県へ提出時に貼付等せず購入時の状態で
3 理事会議事録（写）	○	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4 評議員会議事録（写）	○	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
5 基本財産編入誓約書	○	○	○	—	
6 事業計画書	○	○	○	○	事業開始年度
7 収支計算書	○	○	—	—	建設又は購入に係るもの
8 不動産登記簿謄本	○	○	○	○	建物建設の場合は、表示登記済のもの（申請日から3月以内に取得したもの）
9 不動産売買契約書（写）	—	○	—	—	
10 不動産贈与契約書（写）	—	—	○	—	
11 印鑑登録証明書	—	—	○	—	申請日から遡って3か月以内の証明書
12 土地賃借契約書又は 地上権設定契約書（写）	—	—	—	○	
13 工事関係契約書（写）	○	—	—	—	建物建設請負契約書・設計監理契約書等
14 領収書（写）	○	○	—	○	
15 建物引渡書（写）	○	○	—	—	
16 建物の図面	○	△	△	—	
17 土地の公図	○	○	○	○	申請日から遡って3か月以内のもの
18 その他県が必要と認めた書類	△	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員名簿等
<p>※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。</p>					